

事業名	施設入所老人対策費	財務コード (事業)	169610
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	軽費老人ホーム事務費補助金
------	---------------

担当部課室	福祉保健 部 長寿社会 課 介護基盤整備 担当 (内線)	3108
-------	------------------------------	------

## I 事業の概要

実施期間	始期 S44 年度 ~ 終期 年度						
実施主体	補助(各軽費老人ホーム)						
事業の目的	<table border="1"> <tr> <th>誰(何)を対象に</th> <th>その対象をどのような状態にして</th> <th>結果、何に結びつけるのか</th> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム</td> <td>サービスの提供に要する費用(事務費)の一部を補助することにより、入所者の経済的負担が軽減されている。</td> <td>入所者が安心して生活できる社会の実現</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか	軽費老人ホーム	サービスの提供に要する費用(事務費)の一部を補助することにより、入所者の経済的負担が軽減されている。	入所者が安心して生活できる社会の実現
誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか					
軽費老人ホーム	サービスの提供に要する費用(事務費)の一部を補助することにより、入所者の経済的負担が軽減されている。	入所者が安心して生活できる社会の実現					
事業の内容 ※主に 23年度	<p>○事業概要：軽費老人ホームの入所者から徴収すべき施設の運営に要する費用の一部を、入所者の所得に応じて国が示した基準により減免した場合、減免相当額を助成する。</p> <p>○補助先：軽費老人ホーム(身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者(原則60歳以上)であって、家族による援助を受けることが困難な者を無料又は低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする老人福祉施設)。山梨県内には、ケアハウス12施設、A型3施設の計15施設がある。</p> <p>○補助基準額：事務費(※)－入所者本人負担額 (※事務費実支出額と事務費基準額を比較して少ない方の額)</p> <p>○補助率：10/10</p>						
根拠法令等	老人福祉法第24条第2項 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年5月9日・厚生労働省令第107号) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成20年5月30日・老発第0530002号) 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(平成20年5月30日・老発第0530003号)						

## II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	補助金交付施設	15施設	15施設	15施設	15施設	15施設	目標設定の考え方 県内の軽費老人ホーム施設数を目標とする。
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %				データの出典等
成果指標	入所率 (入所者数/定員)	94%	94%	93%	93%	93%	目標設定の考え方 前年度の入所率を目標とする。
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		98.9 %				データの出典等 施設入所者数調査(県長寿社会課調べ)
決算額、予算額	558,154	558,987		612,323	613,283	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	558,154	558,987		612,323	613,283		
所要時間(直接分)	180 時間	180 時間		180 時間	180 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間		
所要時間計	180 時間	180 時間		180 時間	180 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	364	364		364	364		

## III これまでの事業の見直し・改善状況

平成13年度から、軽費老人ホーム入所者の収入把握を強化した。  
平成15年度から、補助金の交付決定、交付事務を地域振興局(現保健福祉事務所)に移管し、事務の効率化を図った。  
平成15年度までは1/3が国庫補助、2/3が県費であったが、平成16年度から一般財源化された。

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
b	b	補助を受けることにより、低額な料金で日常生活に必要な便宜を受け生活している軽費老人ホームの入所者数は、定員の90%を超えており、意図した成果はほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。